

Title	最劣等地に生ずる差額地代についての一考察：土地所有の位置づけとの関連において
Sub Title	A study of the differential rent also on the worst cultivated soil
Author	寺出, 道雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.6 (1981. 12) ,p.603(43)- 616(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19811201-0043
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19811201-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

最劣等地に生ずる差額地代についての一考察

——土地所有の位置づけとの関連において——

寺 出 道 雄

目 次

- (一) 最劣等地に生ずる差額地代
 - (1) はじめに
 - (2) マルクスの展開
 - (3) 最劣等地に生ずる差額地代
- (二) 土地所有の論証
 - (1) 『資本論』における土地所有
 - (2) 差額地代論と土地所有
- (三) 結 論

(一) 最劣等地に生ずる差額地代

(1) はじめに

最劣等地に生ずる差額地代の問題，すなわち最劣等地にも差額地代が生ずるという事態は，後に明らかにするように，最劣等地の既存投資よりも生産性の低い追加投資がいずれかの既耕地になされる事態を示すものとして，土地自然力の制限的性格を集中的に表現しているといえるだろう。

しかしながら，マルクスの『資本論』第三部第44章『最劣等耕作地でも生まれる差額地代』における展開は，さまざまな問題点を含んでいるものであった。そして，その問題点は，単に，最劣等地に生ずる差額地代についての理解にのみ関連するものではなく，差額地代論における土地所有の処理の仕方全般に関連するものであった。それでは，そのような問題点とはどのようなものであり，いかに考えられるべきものなのであろうか。

(2) マルクスの展開

マルクスは、『最劣等耕作地でも生まれる差額地代』において，最劣等地に生ずる差額地代には三つの発生仕方があるとする。

この場合、その三つのうち、「地代の発生が可能になる第一の仕方」⁽¹⁾は、「土地A（最劣等地——引用者の）個別的な従来規制的だった生産価格と、最後の追加資本が優等地で不足生産力をもって必要な追加生産物を供給するさいの新たなより高い生産価格との差額によって、生ずるものである」⁽²⁾すなわち、マルクスは、穀物の追加供給が必要とされる際、優等地における追加投資の生産性が低落し、最劣等地の生産物の個別生産価格で規定される従来の市場生産価格を上回る個別生産価格でしか追加供給を行なえないものの、それが最劣等地における追加投資の生産性、および、より劣等な耕作圏外の土地における第一次投資の生産性を上回る場合を想定する。このとき、追加供給は優等地における追加投資によって行なわれ、その追加投資の生産物の個別生産価格が単独で市場生産価格を規定するため、最劣等地にも差額地代が生ずるとするのである。⁽³⁾

そして、この最劣等地に生ずる差額地代発生「第一の仕方」を展開したのち、マルクスは、「しかし、そのほかにもまだ二通りの仕方⁽⁴⁾で差額地代は土地Aで発生することができる」とするものである。すなわち、「価格が変わらなければ……追加投資が超過生産性を生み出す場合」⁽⁵⁾と「これと反対に、土地Aでの逐次の投資の生産性が低下して行く場合」⁽⁶⁾である。

a) 「逐次の投資の生産力が上がって行く場合」⁽⁷⁾

マルクスはこの場合、A地の第一次投資2½ポンドが、生産価格3ポンドで1クォーターを生産するのに対し、「改良」⁽⁸⁾を含んだ投資7½ポンドが生産価格9ポンドで5クォーターを生産する場合をあげる。そして、「資本の½は1クォーターを生産し、残る½は4クォーターを生産したなどと言うのは、無意味であろう。1エーカー当たり9ポンドはつねに5クォーターを生産するであろうし、3ポンドならば1クォーターしか生産しないであろう」と述べたのち、次のように展開するのである。⁽⁹⁾

注(1) Marx [1] III, S. 749, ⑤, p. 953.

(2) *ibid.*, III, S. 749, ⑤, p. 953.

(3) 具体的数値例を上げるなら次のようである。

追加投資以前には、A地（最劣等地）では、生産費3ポンドで穀物1クォーターが生産される。この場合、市場生産価格は3ポンドであるため、A地においては差額地代は存在しない。

これに対し、穀物の追加需要の形成により、市場価格が上昇した場合、従来、生産費6ポンドで穀物3½クォーターが生産され、エーカー当たり4½ポンドの地代を生んでいたB地に、生産費3½ポンドで穀物1クォーターを生産する追加投資がなされ、それが単独で市場生産価格を規定するため、A地ではエーカー当たり½ポンドの地代が生じることになり、また、B地でも、追加投資そのものは何の地代も生まないものの、既存投資の生産物が穀物の市場価格の上昇の影響を受け、地代はエーカー当たり6¼ポンドに変化する。

なお、ここでマルクスには、需要の増大により市場価格が3½ポンドに上昇するゆえにB地で追加投資が可能となるという点は必ずしも明確でない。その点が、いわゆるエンゲルスの“修正”、マルクスの「第三の仕方」の展開と関連していく。大内〔2〕p. 120~148, 日高〔3〕p. 264~268 参照。

(4) Marx [1] III, S. 750, ⑤, p. 953.

(5) *ibid.*, III, S. 750, ⑤, p. 953.

(6) *ibid.*, III, S. 750, ⑤, 953.

(7) *ibid.*, III, S. 750, ⑤, p. 954.

(8) *ibid.*, III, S. 751, ⑤, p. 955.

(9) *ibid.*, III, S. 751, ⑤, p. 955.

「この場合に地代が、超過利潤が、発生するかどうかは、まったくそのときの事情によることであろう。通例は規制的生産価格が低下せざるをえないであろう。……こういうことが特にあてはまるのは、この国の供給の大量を産出する土地Aの既耕作エーカー数の大半がこの新たな方法のもとに置かれるような場合であろう。しかし、もし改良がさしあたりA地の面積の一小部分にしか及ばないならば、このよりよく耕作される部分は超過利潤をもたらすであろうし、それを土地所有者は全部でも一部分でも地代に転化させ地代として固定させようと待ち構えているであろう。こうして、もし需要が供給の増加と歩調を合わせて進むならば、土地Aの全面積にだんだん新たな方法が充用されて行くにつれて、A種のすべての土地で次々に地代が形成されて行って超過生産性は市場関係に応じて全部または一部分押収されてしまうこともありうるであろう。こうして、A地の生産価格が、投資が増加した場合のA地の生産物の平均価格に平均化されるということは、この増加投資の超過利潤が地代の形で固定されることによって、妨げられることがありうるであろう。」⁽¹⁰⁾

そして、マルクスは、この場合に、「生産価格を高くするものは超過利潤の地代への転化、すなわち土地所有の介入」⁽¹¹⁾であるとするのである。

「土地所有の介入は、土地Aにとっては、A地の平均的生産価格による生産価格の規制を妨げるので、個別生産価格と一般生産価格との一致を妨げるであろう。だから、それは、必要な生産価格よりも高い生産価格を維持し、そうすることによって地代をつくりだすであろう。」⁽¹²⁾

b) 「追加資本の生産力が減退して行く場合」⁽¹³⁾

マルクスはこの場合、すでになされているA地の第一次投資の生産物の1クォーター当たり生産価格が3ポンドであるのに対し、第二次投資のそれが3¼ポンド、A地より劣等なA-1地の第一次投資のそれが4ポンドであるという例をあげ、穀物の追加需要が生まれることにより、A地に第二次投資が行なわれる結果について次のように述べるのである。

「この場合には、Aで生産される2クォーターの総価格は6¼ポンド、したがって1クォーター当たり平均価格は3¼ポンドであろう。

……こうして、A地の1クォーター当たり3¼ポンドという生産価格は、増加投資が行なわれる場合のA地の平均生産価格に平均化されており、規制的であろう。だから、A地は地代を生まないであろう。というのは、超過利潤を生まないであろうからである。

しかし、第二の投資で生産されたこの1クォーターがもし3¼ポンドで売られるならば、今では土地Aは¼ポンドという地代を生むであろう。しかも、少しも追加投資が行なわれないで相変わらず1クォーターを3ポンドで生産するAのどの1エーカーでもそうであろう。」⁽¹⁴⁾

注(10) *ibid.*, III, S. 751~752, ⑤, p. 955~956.

(11) *ibid.*, III, S. 752, ⑤, p. 956.

(12) *ibid.*, III, 752, ⑤, p. 956.

(13) *ibid.*, III, S. 752, ⑤, p. 956.

(14) *ibid.*, III, S. 752~753, ⑤, p. 956~957.

そして、マルクスは、以上の二つの事態がどのような条件のもとで発現するののかについて次のように述べるのである。

「生産価格が平均価格に平均化されるか、それとも第二の投資の個別生産価格 $3\frac{1}{4}$ ポンドが規制となるかは、やはりまた既存のA地での第二の投資の一般化の程度によって定まるであろう。あとのようになるのは、ただ、土地所有者にとって、1クォーター当たり $3\frac{1}{4}$ ポンドという価格で需要が充たされるようになるまで得られるであろう超過利潤を地代として固定するための時間が得られる場合⁽¹⁵⁾だけである。」

マルクスが最劣等地に生ずる差額地代の発生の三つの仕方として示したものは、以上のような内容であった。

ここで、第一の仕方としてあげられたものは、従来の市場生産価格以上の個別生産価格でしか生産をなしえない、生産性の低落する追加投資が行なわれる場合、その追加投資の生産物の個別生産価格が単独で市場生産価格を規定するという点を示したものとして重要であり、最劣等地に生ずる差額地代の典型的形態を明確に示したものであるといえるだろう。これに対してマルクスのいう第二、第三の仕方は、さまざまな問題を含んでいるものであった。

(3) 最劣等地に生ずる差額地代

a)

「第二の仕方」において問題となる中心的論点は、「土地所有の介入」をいかに理解するかということであるが、「土地所有の介入」に関するマルクスの展開は、それ自身において問題を含んでいるといわなければならないであろう。

そこではマルクスは、土地所有が新生産条件を導入した資本に生ずる、特別剰余価値にもとづく超過利潤を、「市場関係に応じて全部または一部分押収」してしまふ事態、土地所有が「必要な生産価格よりも高い生産価格を維持し、そうすることによって地代をつくりだす」事態を想定しているのである。だが、ここで仮に、土地所有が特別剰余価値にもとづく超過利潤を「押収」しえ、それを地代として「固定」しえたとしても、そのことは直ちに、土地所有が「必要な生産価格よりも高い生産価格を維持し、そうすることによって地代をつくりだす」事態を意味するものではないことが注目されなければならないであろう。追加投資を行なった資本のもとに形成された、特別剰余価値にもとづく超過利潤を、土地所有が「押収」「固定化」しえようとしえまいと、そのこと自身は、追加投資にもとづく追加供給による、土地生産物の市場価格の低落傾向を阻止しうるものではないのである。

注(15) *ibid.*, III, S. 753, ⑥, p. 957.

すなわち、マルクスの想定するような事態が生ずるためには、単に、特別剰余価値にもとづく超過利潤を「押収」し、地代として「固定」する機構のみでなく、追加投資による追加供給にもかかわらず、土地生産物の市場価格が低落しないような機構が明らかにされなければならないのである。

その場合、マルクスは「土地所有の介入」が「需要が供給の増加と歩調を合わせて進む」もとで行なわれるという事情をあげているのである。そのような事情が、具体的にどのようなものであるかは必ずしも明確ではないが、それはおよそ、土地生産物の需要の増大傾向にもとづく市場価格の上昇傾向が存在するもとで、土地所有が追加投資にもとづく追加供給を一定に制限することにより、市場価格の低落傾向が、その上昇傾向とちょうど均衡するものになっているという事態であると考えられるであろう。

しかしながら、そのような事態を想定することは、——そこで、市場価格の上昇傾向と低落傾向との均衡が全く偶然的なものとしてのみ与えられるという点を除いても——問題があるといわなければならないであろう。

すなわち、そこでは、既耕地の土地所有がそこにおける追加投資を制限する機構が想定されているのであるが、マルクスはその具体的様相を論証していないのであり、本来、既耕地の土地所有はそのような力能をもつものではないのである。

また、そこでは、土地所有による一定の制限をうけながらも、生産条件改良の競争が、需要の増大傾向のもとで進行する事態が想定されているのである。このような事態は一見、需要を一定とすれば市場価格の低落をもたらす、特別剰余価値にもとづく超過利潤の追求の問題、すなわち新生産条件の導入による追加投資に根拠をおく追加供給の問題と、そのような事態が存在しないならば市場価格の上昇をもたらす、過渡的差額地代を生み出すような、追加需要の問題との合成によって生ずる事態として妥当であるかに見える。しかしながら、地代論において問題とされる需要の増大傾向とは、社会全体の資本蓄積の進展を背景とした視野における需要の増大傾向⁽¹⁶⁾であった。そして、そのような視野はまさに、社会全体における、特別剰余価値にもとづく超過利潤をめざす諸資本の競争による、資本条件の均等化傾向の貫徹によってもたらされる視野だったのである。そのような視野と、特別剰余価値にもとづく超過利潤をめざす運動としての新生産条件の導入・普及の過程、諸資本の競争による資本条件の均等化の過程そのものとは、——後者が前者に包摂されるものとして——視野が異なるのである。したがって、その二つの事態を直接に合成し、その二つの事態を同一視野の問題であるかのように取り扱おうことは問題であったのである。

このように、マルクスの「第二の仕方」についての展開は問題性を含んでいたのである。もちろん、土地生産における生産条件の改良を問題とする場合、マルクスがしたように、改良が一挙に導

注(16) 拙稿〔7〕p. 50~52 参照。

入されるのではなく、徐々に導入・普及されると想定すること自身は妥当であろう。しかしながら、そこでは、改良が例外的なものであるとき生ずる超過利潤を「全部でも一部分でも」地代に転化させようとする土地所有者の主観的意図が、明確な論証なく、最劣等地に生ずる差額地代の形成に直結されてしまっているのである。そして、ここで、マルクスの展開が混乱していった原因として、土地生産における特別剰余価値にもとづく超過利潤の帰属の問題を、本来視野を異にした需要そのものの自律的変動という条件のもとでとりあげていったことそのものがあげられるであろう。しかし、むしろ、土地生産における特別剰余価値にもとづく超過利潤の帰属の問題は、地代論において問題とされるべき視野における需要が一定のものとして固定化された条件において、純粹に考察される必要があるのである。⁽¹⁷⁾

そして、その点については以下のようにいうことができるであろう。

マルクス自身は、まず次のように述べている。

「資本主義的生産様式が農業をわがものとしたという前提は、この生産様式が生産とブルジョワ社会とのあらゆる部面を支配しているということ、したがってまた、この生産様式の諸条件、すなわち資本の自由な競争、ある生産部面から別の生産部面への資本の移転の可能性、平均利潤の均等な高さなどが完全に成熟して存在しているということを含んでいる。⁽¹⁸⁾」

ここで、土地生産における資本が平均利潤を獲得しうるということは、より大きな利潤をめざす当該部門内外の諸資本の競争の十全な展開の中で、標準的な資本が一定期間に獲得するものが、平均利潤に帰着するということであった。特定の部門で、先駆的に新生産条件を導入した資本に、その新生産条件そのものに起因する超過利潤が帰属しえないなら、その部門では平均利潤獲得の機構そのものが欠如しているのである。資本が平均利潤で満足しなければならないということは、標準的な資本の一定期間をとったときいえることであり、資本条件に起因する超過利潤を見逃さざるをえないような部門に資本がとどまることはないのである。逆にいえば、特別剰余価値にもとづく超過利潤を取得しえないような条件のもとでは、新生産条件の導入・普及の誘因そのものが欠如しているのである。

すでに指摘されているように、土地生産においても、諸資本の当該部門内外における競争が十全に貫徹されている限り、特別剰余価値にもとづく超過利潤は資本に帰属するものとなるのである。⁽¹⁹⁾

注(17) 地代論において、資本条件の改良が論理に取り入れられるべきか否か、また、取り入れたとき差額地代第二形態論として問題にすべきか否かについては議論が存在する。この場合、資本条件の改良が捨象されたとき、土地条件の生産における充用がもたらす問題が純粹に考察されることは明らかである。そして、その場合、資本条件の改良の捨象に加え、後述する、最劣等の生産性をもった追加投資が単独で平均利潤を獲得するという条件、さらに、最終追加投資が最劣等の生産性をもった投資であるという条件を加えるなら、日高氏（日高〔3〕p. 123~302 参照）の主張するように、最劣等地に生ずる差額地代こそが差額地代第二形態であり、差額地代第二形態はそれ以外にはありえないという結論に至るであろう。しかし、この点については別稿において検討したい。

(18) Marx〔1〕Ⅲ, S. 744, ⑤, p. 793.

(19) 大内〔2〕p. 158~161, 日高〔3〕p. 296~297, 常盤〔4〕p. 38~45 参照。

そして、そのような点からするなら、マルクスのいう「土地所有の介入」は、それが結果として特別剰余価値にもとづく超過利潤の土地所有への帰属を意味する限り、妥当な想定ではない。

b)

「第三の仕方」において問題となる中心的論点は、既存のどの投資よりも生産性の低い、生産性の低落する追加投資の行なわれる場合の市場生産価格規定の問題である。

そこで、マルクスは、「土地所有者にとって、1クォーター当たり3¼ポンドという価格で需要が充たされるようになるまで得られるであろう超過利潤を地代として固定するための時間が得られる場合だけ」、第二次投資の個別的生産価格3¼ポンドが市場生産価格となるとするのである。その具体的機構は必ずしも明確ではないが、マルクスが、ここでは、追加投資の生産物の個別的生産価格による市場生産価格の規定を、土地所有による地代の「固定」作用にもとめていたことは確かである。そして、そのような作用は、マルクスが別のところで「土地所有の法則⁽²⁰⁾」の結果であると呼んだところのものである。

しかしながら、このような把握もまた問題を含んでいるといえるであろう。

すなわち、そもそも、第一次投資の生産物の個別的生産価格3ポンドと、第二次投資のそれ3¼ポンドの「平均生産価格」3⅜ポンドの市場価格水準で、資本が追加投資を行なうことはありえないのである。ここで問題となるのは、特別剰余価値にもとづく超過利潤の取得をめざす資本の積極的な追加投資ではなく、生産条件を一定としたもとで、土地生産物の需要の増大による市場価格の上昇傾向により、生産性の低落する追加投資がどこで可能となるかということであった。そして、この場合、市場価格が第一次投資と第二次投資の「平均生産価格」の水準にあるとき追加投資が行なわれるということは、すでになされている第一次投資に生じた正の超過利潤を、第二次投資によって生ずる負の超過利潤が相殺し、その結果全体として「平均利潤」が獲得されるという構造になっているのである。そのような投資の資本にとっての不合理性は、A地の資本が追加投資を行なわないならば、第一次投資は平均利潤のみならず、市場価格と第一次投資の生産物の個別的生産価格の差としての超過利潤をもたらすのであり、第二次投資のために用意された資本は他の投資場面で平均利潤を獲得しうるものとして投下することが可能であるということを考えれば明らかである。

「平均生産価格」水準での追加投資は、資本に内在された論理に反する錯誤投資として、したがって、そのような投資がなされたなら引き上げられるべきものとして以外には考えられないであろう。

A地の資本家が追加投資を行なうのは、土地生産物の市場価格が追加投資の生産物の個別的生産価格水準まで上昇したとき、いいかえるなら、既存のどの投資よりも生産性の低い、生産性の低落する追加投資が単独で平均利潤を獲得しうるときであることはすでに指摘されている通りであ

注(20) Marx [1] III, S. 744, ⑤, p. 946.

(21) ところで問題となる市場価格の上昇とは、前述のような、社会全体の資本蓄積の進展が問題となる視野における需要の増大傾向を反映したそれなのであり、そのような視野の問題として、平均利潤の取得が資本の課題となるのである。

もちろん、このとき、A地の資本のもとに形成された超過利潤は、諸資本の利潤率を均等化する運動そのものによって——追加投資がなされるまでは過渡的差額地代として、なされたときは最劣等地に生ずる差額地代として——地代に転化するのである。しかしながら、そのような転化は何ら土地所有の積極的な力能の行使によるものではないのである。そこで最劣等の生産性をもつ追加投資が単独で平均利潤を獲得しうるとき追加投資がなされるということは、資本に内在された論理そのものにもとづくのであり、土地所有はそれのもとで諸資本の競争によって確定されていくという関係にあるのである。⁽²²⁾

以上のように、最劣等地に差額地代が生ずるのは、マルクスのいう「第一の仕方」と「第三の仕方」の場合なのである。

すなわち、穀物に対する追加需要が存在するもとの、優等地にであれ、最劣等地にであれ、既耕地に既存のどの投資よりも生産性の低い追加投資が行なわれ、そうした追加投資の生産物の個別的生産価格が単独で市場生産価格を規定することが、最劣等地にも差額地代を発生させることになるのである。逆にいえば、マルクスの「第二の仕方」による「土地所有の介入」は、最劣等地に差額地代を生じさせるものとして理解することはできないのである。また、「第三の仕方」による最劣等地に生ずる差額地代の発生は、「土地所有の法則」の作用によるものではなく、いわば資本の法則そのものによるものとして、最劣等地に生ずる差額地代の正常な一環をなすのである。

しかしながら、何故にマルクスは、そのような内容での「第二の仕方」、「第三の仕方」の理解を行なうことになったのであろうか。この点は差額地代論における土地所有の処理の仕方全般と関連する問題である。

(二) 土地所有の論証

(1) 『資本論』における土地所有

マルクスは、『資本論』第三部第37章、地代論のための『緒論』を次のように始める。

「土地所有をそのさまざまな歴史的形態において分析することは、この著作の限界の外にある。

注(21) 大内〔2〕p. 104~119, 日高〔3〕p. 202~229, 常盤〔4〕p. 31~37 参照。

(22) 大内〔2〕p. 104~119, 日高〔3〕p. 204~205 参照。

われわれが土地所有を取り扱うのは、ただ、資本によって生みだされた剰余価値の一部分が土地所有者のものになるかぎりでのことである。だから、われわれは、農業が製造工業とまったく同様に資本主義的生産様式によって支配されている⁽²³⁾ということを前提する。『資本論』においては、「賃金労働者と産業資本家と土地所有者⁽²⁴⁾」からなる、「近代社会の骨組をなしている三つの階級がみないっしょに互いに相対して現われている⁽²⁵⁾」社会が想定されているのであり、またそこで想定される土地所有形態は、いわゆる三分制のもとにおけるそれなのである。

もちろん、マルクスも指摘するように、現実の歴史過程において、そのような土地所有形態が普遍的であったわけではない。それは、「土地所有の一つの独自の歴史的形態⁽²⁶⁾」だったのである。そして、歴史的にはむしろ資本制社会においても例外的なものとして、そのような土地所有形態の基本的確立をみた、19世紀中葉のイギリスを歴史的素材とした『資本論』においても、そこでの現実の「地代」から、利潤や賃金からの控除分を除外することによって、地代範疇の純化を行なうことが、地代論展開の前提とされなければならなかった⁽²⁷⁾のである。そこにおいても、土地所有は、現実には、「以前にそれに付着していたすべての政治的社会的な飾りものや混ざりものを捨て去ることによって……その純粋に経済的な形態を受け取る⁽²⁸⁾」とはいえなかったのである。

そして、マルクスが、その差額地代論において、土地所有の資本の運動に対する制約を強調するとき、そこではマルクス自身が一たん純化した地代範疇に、現実の土地所有の資本・賃労働に対する優位性が生みだした不純な要素がまぎれこむことになったという側面があることは否定できないであろう。

マルクスの差額地代論展開にあたっての一つの主要な課題として、地代の資本に対する制約的作用の解明ということが存在したと思われる。しかしながら、そのような地代の資本に対する制約の解明にあたって、マルクスは、それを、生産条件の自然的独占にもとづく、社会全体で形成された剰余価値の分配形態という、差額地代の本質そのものに内在された問題として解明するという視角と同時に、それを資本の運動法則を攪乱するものとしての土地所有の作用の結果のうち⁽²⁹⁾に求めるという視角をもとることになっているのである。そこでは、分析のうちに、マルクスが一たん純化したそれとは異なる土地所有の作用が含まれることになるのである。そして、逆に、そのような事情が、本来、資本の運動法則そのものに内在された問題をも、土地所有の攪乱的作用の結果として認識するという錯誤をもたらすことになるのである。マルクスのいう「土地所有の介入」は、現実存在する土地所有の資本に対する優位性の結果が論理の中にまぎれこんでしまったものであるとい

注(23) Marx [1] III, S. 627, ⑤, p. 793.

(24) *ibid.*, III, S. 632, ⑤, p. 799.

(25) *ibid.*, III, S. 632, ⑤, p. 799.

(26) *ibid.*, III, S. 627, ⑤, p. 793.

(27) *ibid.*, III, S. 638~645, ⑤, p. 806~817 参照。

(28) *ibid.*, III, S. 631, ⑤, p. 796.

えるのであり、逆に、「土地所有の法則」という概念の設定は、そのような現実から、資本そのものをもたらすものをも、土地所有をもたらすものとして錯誤した結果であるといえるだろう。

マルクスの最劣等地に生ずる差額地代に関する展開が示す問題点は、そうした土地所有理解の問題点の表現であるといえるのである。そこにおける「土地所有の介入」に関する把握、逆に、「資本の法則」の「土地所有の法則」としての把握は、共通の根拠から生じているのである。

しかしながら、土地所有の資本に対する積極的な働きかけは、絶対地代論において取り扱かわなければならぬ問題であった。差額地代論においては、資本の運動法則そのものが、資本によって生産しえない生産条件である土地を、自己のもとに包摂するとき生みだされる問題が純粹に取り扱われなければならないのである。そして、そのような差額地代論の課題は、そこにおける土地所有の処理の方法を決定するのであり、最劣等地に生ずる差額地代論のもつ意義もまた、それによって確認されるのである。

(2) 差額地代論と土地所有

具体的には、地代額は、それぞれの内部に競争関係を含んだ資本と土地所有との対抗の中で決定されるのである。そして、その場合、歴史的には、マルクスも指摘するように、19世紀中葉のイギリスにおいても、資本に対する土地所有の優位性が存在したのである。しかしながら、問題を原理的に考えるとき注目されなければならないことは、土地所有が、地代額を一定のものに収れんさせていく自律的な機構をもたないのに対して、資本には、そのような機構が存在するということである。

地代額の決定にあたって、土地所有が積極的になしうることは、自己の地代額の希望が満たされないとき資本に土地を貸さないということのみであった。そして、現実に、土地を貸さないことによって土地生産物の市場価格を高め、絶対地代をもたらす未耕地の土地所有の力の上限も、土地所有の側にもとめられるのではなく、資本によって、既耕地の追加投資の生産性の水準によって与えられるのである。

これに対して、資本は、本来的に当該部門内外の諸資本との競争の中で、より大きな利潤をめざす行動の結果として、利潤率を均等化し、一定期間に獲得しうるものを平均利潤としていく運動を行なうのである。そして、土地経営資本もまた、社会的資本の一環として、そのような運動の主体としての本性をもつものとして存在するのであり、資本の部門間移動の自由という前提が確保される限り、土地生産においても、平均利潤獲得の機構が作用することになるのである。諸資本の競争の結果は、そのような資本の本性に規定されるものとして、差額地代となる超過利潤を、資本そのものに起因しない、資本が自らの内部では処理しえない、土地条件に起因する超過利潤に限定していくのである。

最劣等地に生ずる差額地代についての一考察

この場合、もちろん現実的には、地代額を決定していく、諸資本の土地耕作をめざす競争は、土地所有の存在という前提のもとで行なわれるのである。しかしながら、差額地代が問題であるかぎり、土地所有は、諸資本の本性によって規定された競争の結果を消極的に受け入れるものとしての作用しか果さないのである。そこでは、むしろ資本の運動法則そのものが、土地条件に起因する超過利潤を資本の外部に排出することにより、土地所有を、単に名目的な所有から経済的実体をもった所有として確定していくという関係にあるのである。資本の運動法則そのものが、土地を自己の活動場面として見出すことによって、それを、所有することによって差額地代を取得しうるもの、さらには価格をもつ商品として売買可能なものとして根拠づけていくのである。いいかえるなら、資本の運動法則が、それを購入しうる資金を有する何者によっても所有されうるものとしての土地所有を根拠づけていくのである。⁽²⁹⁾

したがって、ここで、資本の運動法則そのものによって根拠づけられる土地所有とは、大内力・日高普両氏が指摘するように、資本とも賃労働とも分離されたという意味で、「第三者たる土地所有」⁽³⁰⁾として明確化されたものではない。そこでは、土地所有者と、土地を購入する資金をもたない賃労働者との人格的な非同一性は主張しうるものの、資本家と土地所有者との人格的な非同一性は、その同一性が積極的に論証しうるものでないのと同様、積極的に論証しうるものではないのである。そこでは、資本の所有とは区別される自立的土地所有、といっても、「彼の資本そのものから生ずるものではなく、彼の資本から分離することのできる、独占することのできる」⁽³¹⁾自然的生産条件を基礎とした超過利潤の自立化を根拠とした土地所有として、土地所有の主体と土地経営の主体との人格的分離の可能性が論証されるのみなのである。大内氏自身が指摘するように、差額地代論における土地所有の作用とは、資本のもつ論理の「外化」⁽³²⁾したものに他ならない以上、土地所有の積極的な性格規定である「第三者」性は明らかにされないのである。

歴史的事実とすれば、19世紀中葉のイギリスにおいては、土地は「第三者」としての土地所有者によって基本的に独占される傾向をもっていた。資本と土地所有との人格的分離という『資本論』における想定は、そうした、イギリスにおける本源的蓄積過程の成果としての歴史的事実に根拠をおいていたのである。そして、論理的にも、絶対地代がもたらされるためには、未耕地は、資本家と区別される「第三者」としての土地所有者によって所有されるという前提が必要であった。⁽³³⁾

しかしながら、差額地代論によって論証されうることは、既耕地の土地所有の、それを購入しうる資金を有する何者によっても所有されるものとなるという側面のみなのであって、その所有主体の「第三者」性をもそこで論証することはできないのである。差額地代論の展開は、資本制社会に

注(29) 拙拙〔7〕p. 133~134 およびそこに引用された文献を参照。

(30) 大内〔2〕p. 222.

(31) Marx〔1〕Ⅲ, S. 659, © p. 833.

(32) 大内〔2〕p. 114.

おける土地所有の必然性を論証していくのであるが、そこで論証される土地所有は、商品としての土地の所有という、資本制社会における土地所有の一側面をなすものとしてのそれなのである。

そして、そのような点からするなら、最劣等地に生ずる差額地代に関する展開のもつ意味もまた明らかであろう。

最劣等地に生ずる差額地代に関する展開は、以上のようなものとしての土地所有が、単に、優等地のみでなく、既耕地全体をおおうものであることを明らかにするのである。そして、そのような展開によって、資本制社会の歴史的な前提をなす本源的蓄積過程で与えられる、賃労働とも資本とも分離された「第三者」としての土地所有、完成された資本制社会では、未耕地の土地所有として純粹に具現される土地所有を論理に登場させる前提が整えられるのである。最劣等地に生ずる差額地代の展開は、差額地代の結果として与えられる土地所有の全面化を展開するものとして、絶対地代論⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾に直接先行するのである。

注(33) マルクスは「土地所有者自身が資本家であるかまたは資本家自身が土地所有者である場合」(Marx [1] III, S. 759, ⑤, p. 965)について次のように述べる。「このような場合には、いま土地種類Aであるところのものから生産価格、すなわち資本補填・プラス・平均利潤を取り出すのに足りるだけ市場価格が上がりさえすれば、彼は自分の地所を自分で耕作することができる。だが、なぜであるか?彼にたいしては、土地所有が彼の資本の投下にとっての制限をなしていないからである。彼は、土地を単純な自然要素として取り扱うことができ、したがって、ただ自分の資本の増殖にたいする願望だけによって、資本家の願望だけによって、決意することができるのである。」(ibid., III, S. 759, ⑤, p. 965)。

(34) 未耕地の土地所有を前提することによって論証される絶対地代の展開によって、絶対地代のみをえる最劣等地の所有もまた、商品としての土地の所有たりうることが明らかにされる。それによって、新たに耕作に導入された、絶対地代のみをえる土地を含めた意味での既耕地の土地所有に関する展開は十全に完了されるのである。

なお、大内〔2〕p. 169~175 参照。大内氏にあっては、既耕地の土地所有の論証は、直接的に未耕地の土地所有の論証と接続しており、既耕地の土地所有の論証と未耕地の土地所有の前提との間にある論理的な断絶については認めない。この点は、本稿で述べたような、差額地代論における土地所有の第三者性の論証と密接に関連した問題であるといえるだろう。注(29)の文献および、拙稿〔8〕p. 48~49の注(20)を参照。

(35) 以上の点については花田仁伍氏の批判(花田〔5〕〔6〕参照)がある。

花田氏の批判は、差額地代論において土地所有を前提しないということは、資本にとって、「地代支払いの必要はなくなり、すべての超過利潤は資本自体のものとして資本家のポケットにはいるものとなる」(花田〔5〕p. 98)ということであるとの理解から出発するのである。花田氏によれば、そのようなものでは、最劣等地の資本は、市場独占的資本となるのであり、前述の、追加投資の生産性が上昇する場合、低下する場合とも、独占的超過利潤を追求する共同行為をとるのが資本の論理となるのである。これに対して、資本から分離された土地所有が指定されるなら、そのような独占的超過利潤は地代として土地所有者のものとなる。そこでは、そうした独占的超過利潤を維持するのではなく、積極的に排除することが資本の論理となるのであり、それは土地所有の指定によって産業資本一般に還元された農業資本にとっても同様である。しかしながら、そのような土地所有の指定は、同時に「土地所有の介入」「土地所有の法則」の作用にも道を開くことになる。

花田氏の理解は以上のようなものであった。だが、ここで、花田氏の主張は、差額地代論において土地所有が前提されないということの理解自身において問題を含んでいるといえるだろう。差額地代論において土地所有が前提されないということは、文字通り、土地所有が論理的に捨象されるということであり、逆に、土地条件の差異に起因する超過利潤の資本外部への排出によって土地所有が論証されていくということだったのである。そのような点からするなら、超過利潤=地代が資本家の「ポケット」に流れこむということは、土地所有が存在しないということではなく、資本家が同時に土地所有者でもあるような土地所有形態が想定されてしまっているということなのである。

それに加え、また、そのような花田氏の意味での土地所有の欠如のもとで、最劣等地の資本が市場独占的資本となるという把握も問題であるといわなければならない。地代論は、より大きな利潤をめざす諸資本の十全な競争の貫徹がみられる原理的な世界の一環として存在するのであり、そこでは、資本家の共同行為も、土地所有者の共同行為も想定

(三) 結 論

差額地代論において明らかにされる土地所有とは、資本制社会における土地所有のいわば資本によって規定されるものとしての側面のみなのであった。土地所有の資本に対して積極的に働きかける側面、資本を自己の力能によって制約していく側面は、絶対地代論の対象とされるのであり、差額地代論の対象ではなかった⁽³⁶⁾のである。

しかしながら、土地生産物の市場価格を引き上げることにより絶対地代を生み出す力能を有する未耕地の土地所有、資本の本源的蓄積過程という歴史的事実によってのみ、賃労働者とも資本家とも異なる第三者としての土地所有者によって所有される根拠を与えられる土地所有を論理に登場させるためには、それとは対比される、資本の運動法則そのものによって根拠づけられた土地所有の解明がなされていなければならないのである。最劣等地に生ずる差額地代の展開は、そのような土地所有が優等地のみの存在でないことを明らかにする点において、そうした解明を完了させる意義を有していたのである。

そして、そのような点からするなら、『資本論』における最劣等地に生ずる差額地代に関する展開は、一面において、最劣等地に生ずる差額地代に関する明確な規定をなしえながら、他面において、マルクスの土地所有理解そのものに規定されて、以上のような解明を意識的になしえていない点において、また、そのことが最劣等地に生ずる差額地代そのものに関する展開にも錯誤をもたらした点において、問題をのこすところとなっていたのである。

<引用文献>

- [1] K. Mark, Das Kapital, III, Marx. Engels Werke, Bd. 25, Dietz Verlag, 1964, 邦訳 マルクス＝エンゲルス全集刊行委員会訳『資本論』第五分冊, 大月書店, 1968年。
[2] 大内力『地代と土地所有』東京大学出版会, 1958年。

されてはならないのである。そこで問題となる「独占」とは、そうした人為的に形成された独占ではなく、あくまでも、生産条件の自然的制限性にもとづく自然的独占にはかならないのである。

そのような人為的な独占にもとづく独占的超過利潤の追求を、自立的な土地所有が阻止するという花田氏の把握は、土地所有が資本の自由な運動を保障するという転倒的な把握に帰結しているのである。注(33)も参照。

なお、最劣等地に生ずる差額地代の問題については、田代隆氏の「差額地代第二形態に対する疑問」(『農業経済研究』第27巻第3号, 1955年)における問題提起以来、差額地代第二形態論におけるマルクスの方法とエンゲルスの方法の差異の明確化とマルクスの方法の徹底という形で、大内〔2〕、日高〔3〕の原型をなす諸稿、常盤〔4〕等を通じて考察が行なわれ、差額地代第二形態の概念規定という注(17)でふれた点を除いて、その内容はほぼ確定されたと考えてよいように思われる。近年の『資本論』的通説に立ちもどった諸研究——その代表的なものが花田氏の見解である——は必ずしも説得的であるとは思われない。前項における展開も、そうした立場に立っている。

本稿では、そうした差額地代第二形態論をめぐる戦後的諸研究の検討は欠落しているが、それは別稿において行ない、本稿の不十分さを補っていきたい。

注(36) もちろん、原理的に問題とされる、絶対地代をもたらす土地所有の力能は、資本の運動法則によってその限界を画されるものとして、現実に存在する土地所有の資本の運動に対する攪乱とは区別されなければならない。

- [3] 日高普『地代論研究』時潮社, 1974年。
- [4] 常盤政治『農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」』『三田学会雑誌』第52巻4号所収, 1959年。
- [5] 花田仁伍『「資本の法則」と「土地所有の法則」・農業資本の特殊性』田代・花田編『現代日本資本主義における農業問題』所収, 御茶の水書房, 1976年。
- [6] _____, 『最劣等耕地生産性低減的追加投資の場合の市場調節価格規定, 再論』『佐賀大学経済論集』第9巻1~3号所収, 1977年。
- [7] 寺出道雄『地代の正常な形態について』『三田学会雑誌』第72巻2号所収, 1979年。
- [8] _____, 『差額地代の源泉についての一考察』同上第73巻4号所収, 1980年。

(経済学部助手)